

報 道 資 料

平成18年10月27日
市長公室人事課（内線2103）

市長・助役の処分及び職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり処分の発令等をした。

記

1. 市長・助役の処分

区分	処分内容	処分理由	備考
市長	減給10分の2 6月	市政に対する市民の信頼を失墜させた総括的な管理監督責任を問う。	
助役	減給10分の1.5 6月	市政に対する市民の信頼を失墜させた総括的な管理監督責任を問う。	

2. 職員の処分

所属・職名等	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
収集課 業務吏員 中川 昌史	42	H18.10.27	免職	下記のとおり	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

平成13年1月1日から平成18年10月26日までの間に、繰り返し診断書を提出して8日しか出勤せず、その間に病気休暇の取得及び心身の故障のために行う休職処分を受けていたにもかかわらず、市と部落解放同盟奈良市支部協議会との協議の場に出席するなど、部落解放同盟奈良市支部協議会の役員としての活動等に携わり、また、実質上自ら営む建設業の工事の受注や契約締結等の事務手続のため、市役所の関係課を訪れていた。

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ない場合に認められる休暇であり、また、心身の故障のために行う休職処分は、職員が心身の故障のため長期の休養を要する場合にする処分であり、これらの期間中は、治療のため安静加療に専念する義務を負うものである。

それにもかかわらず、安静加療に専念することなく、部落解放同盟奈良市支部協議会の活動や、実質上自ら営む建設業の営業のために、市役所の関係課を訪れた行為は、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止義務及び同法第38条第1項に規定する営利企業等の従事制限に違反し、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない行為である。

市長公室長 事務吏員	59	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (6 月)	上記処分について、人事管理部長としての管理監督責任を問う。	地方公務員 法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
人事課長 事務吏員	55	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (3 月)	上記処分について、人事管理担当としての管理監督責任を問う。	地方公務員 法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
人事課長補佐 事務吏員	53	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (1 月)	上記処分について、人事管理担当としての管理監督責任を問う。	地方公務員 法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
人事課長補佐 事務吏員	53	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (1 月)	上記処分について、人事管理担当としての管理監督責任を問う。	地方公務員 法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
市民生活部長 事務吏員	59	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (4 月)	上記処分について、人事管理担当としての管理監督責任を問う。(17 年度総務部長)	地方公務員 法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
文化観光室長 事務吏員	57	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (2 月)	上記処分について、人事管理担当としての管理監督責任を問う。(17 年度人事課長)	地方公務員 法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
企画部長 事務吏員	58	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (2 月)	上記処分について、人事管理担当としての管理監督責任を問う。(15・16 年度人事課長)	地方公務員 法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
病院事業課長 補佐 事務吏員	53	H18.10.27	戒 告	上記処分について、人事管理担当としての管理監督責任を問う。(16 年度人事課長補佐)	地方公務員 法第 29 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号

商工労政課 主幹 事務吏員	57	H18.10.27	戒 告	上記処分について、人事管理担当としての管理監督責任を問う。(12・13年度人事課長補佐)	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
環境清美部長 事務吏員	58	H18.10.27	減給10分の1 (5月)	上記処分について、所属部長としての管理監督責任を問う。	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
環境清美部 次長 事務吏員	59	H18.10.27	減給10分の1 (3月)	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う。	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
環境清美部参 事収集課長事 務取扱 事務吏員	58	H18.10.27	減給10分の1 (3月)	上記処分について、所属長としての管理監督責任を問う。	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
収集課 主幹 技能吏員	58	H18.10.27	減給10分の1 (1月)	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う。	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
収集課 主幹 技能吏員	57	H18.10.27	減給10分の1 (1月)	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う。	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
収集課長補佐 事務吏員	57	H18.10.27	減給10分の1 (1月)	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う。	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
収集課長補佐 事務吏員	56	H18.10.27	減給10分の1 (1月)	上記処分について、上司としての管理監督責任を問う。	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

収集課長補佐 技能吏員	58	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (1 月)	上記処分について、上 司としての管理監督責 任を問う。	地方公務員 法第 2 9 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
収集課長補佐 技能吏員	57	H18.10.27	戒 告	上記処分について、上 司としての管理監督責 任を問う。	地方公務員 法第 2 9 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
収集課 再任用 技能吏員	62	H18.10.27	戒 告	上記処分について、上 司としての管理監督責 任を問う。(1 5 ・ 1 6 年度環境清美第一事務 所長補佐)	地方公務員 法第 2 9 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
収集課 再任用 技能吏員	61	H18.10.27	戒 告	上記処分について、上 司としての管理監督責 任を問う。(1 5 ・ 1 6 年度環境清美第一事務 所長補佐)	地方公務員 法第 2 9 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
都祁行政セン ター 参事 事務吏員	58	H18.10.27	減給 10 分 の 1 (4 月)	上記処分について、所 属部長としての管理監 督責任を問う。(1 8 年 度環境清美部長)	地方公務員 法第 2 9 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
リサイクル推 進課長 事務吏員	59	H18.10.27	戒 告	上記処分について、上 司としての管理監督責 任を問う。(1 4 ~ 1 6 年度環境清美第一事務 所主幹)	地方公務員 法第 2 9 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号
地域安全課長 事務吏員	57	H18.10.27	戒 告	上記処分について、上 司としての管理監督責 任を問う。(1 2 ・ 1 3 年度環境清美第一事務 所長補佐)	地方公務員 法第 2 9 条 第 1 項第 1 号及び第 2 号

報道資料

平成18年10月27日

教育総務部教育総務課

(内線4111)

職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

所属・職名等	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
社会教育部長 事務吏員	60	H18・10・27	減給10分 の1 (2ヶ月)	人事管理担当としての管理監督責任を問う。(12年度人事課長・13年度市長公室参事・14年度総務部参事)	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
教育総務部参事 事務吏員	57	H18・10・27	戒告	人事管理担当としての管理監督責任を問う。(14・15年度人事課長補佐)	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号